

# トラヒック・ポンピングに係る 調査の結果について

---

令和6年4月16日

事 務 局

# トラヒック・ポンピングに係る調査の実施について

- **トラヒック・ポンピング**（次ページ参照）については、本研究会第七次報告書（令和5年9月6日公表）において、「**速やかな解決を要する問題である**」との認識に立った上で、「いわゆる『着信インセンティブ契約』に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（以下単に「**考え方**」という。）を公表（令和5年5月30日）**するとともに**、今後の進め方について「総務省においては、トラヒック・ポンピングの**状況について定期的に注視していくことが適当**」と整理されたところ。
- これを踏まえ、総務省においては、**第七次報告書公表以降の状況を把握**し、「**考え方**」をフォローアップするため、関係する電気通信事業者（MNO及び固定電話事業者計25社）に**調査（アンケート及び個別ヒアリング等）を行った**（令和5年11月～令和6年3月）ところ、内容について研究会に報告する。

## 対象事業者

- MNO（発信側）5社
  - … 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社・沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 固定電話事業者（着信側）23社
  - … 東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社トークネット（旧東北インテリジェント通信株式会社）、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社オプテージ、株式会社エネコム（旧株式会社エネルギア・コミュニケーションズ）、株式会社STNet、株式会社QNet、アルテリア・ネットワークス株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、ZIP Telecom株式会社、株式会社アイ・ピー・エス・プロ、株式会社三通、大江戸テレコム株式会社、株式会社コムスクエア、フリービット株式会社、アイテック阪急阪神株式会社、株式会社メディアアドベンチャー、株式会社ハイスタンダード

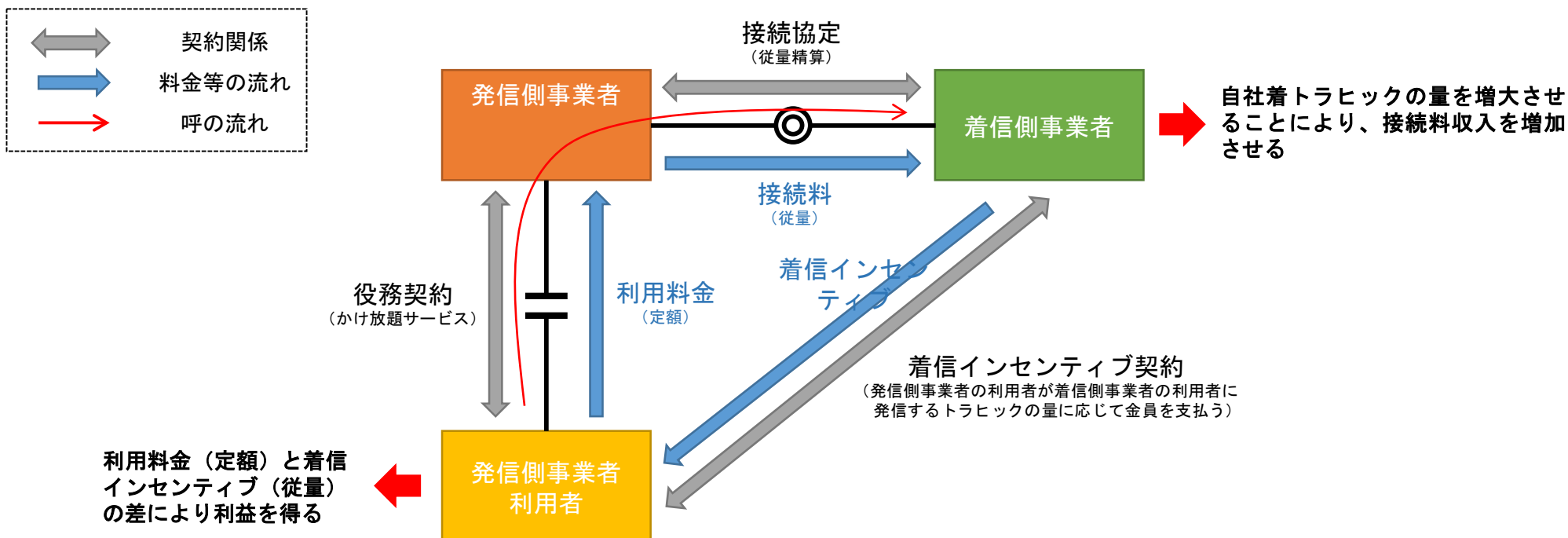
## 調査の進め方

- 次の点について、**MNO及び固定電話事業者にアンケート**を行った。
  - ・ MNO…トラヒックポンピングに対する**調査・協議等の状況**
  - ・ 固定電話事業者…**着信インセンティブ契約の有無、卸先事業者・代理店の行うトラヒック・ポンピングに対する対応状況等**
- また、**着信インセンティブ契約に対する見解**について、アンケート調査に加え、一部事業者（※）に個別のヒアリング等を行った。  
（※）MNO、着信インセンティブ契約を締結中の事業者及び調査回答において一定の御意見を示された事業者
- なお、回答内容を通じて回答者が特定されるおそれがあるため、**個別の回答内容については全て構成員限り**として報告する。

# (参考) トラヒック・ポンピングの概要

- 音声接続における接続料取引において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して「トラヒック・ポンピング」が生じているという主張がある。
- トラヒック・ポンピングとは、典型的には次のような状況を指すと理解できる。
  - ・ 音声における接続協定で、発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、
  - ・ 接続協定の一方の事業者（以下「着信側事業者」）が、協定の相手方事業者（以下「発信側事業者」）の利用者（通常、発信側事業者の「かけ放題サービス」を利用）との間で「着信インセンティブ契約」（当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員を支払う旨の契約）を締結することにより、
  - ・ 当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させること。
  - ・ なお、当該接続料収入がネットワークコストと乖離することから、その一部を着信インセンティブ契約において着信側事業者が支払う金員の原資とすることができる。

## <典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの>



着信インセンティブ契約（音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のものをいう。）に関する電気通信事業法の適用についての考え方は以下のとおり。（令和5年5月30日公表）

- 1 通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。
- 2 また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。
- 3 しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。  
このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。  
また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
- 4 上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務（※）が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。  
これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。  
※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応（頻繁なモニタリング等）を行わざるを得ない状況であることが前提。
- 5 したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記3及び4に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 略

赤枠内構成員限り

令和5年11月1日現在、利用者、代理店、卸先事業者等と「着信インセンティブ契約」(\*)を締結しているか。

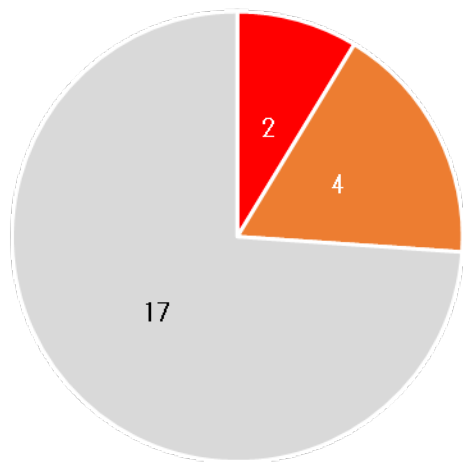
※ ① 音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を経由して）着信側事業者の利用者に発信するトラフィックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のもの及び② ①の契約について代理店、卸先電気通信事業者等を介して行われるもの

締結している場合、

- ・ 対象とするサービスは何か。また、着信インセンティブの支払いを何に応じて行っているか。
- ・ 着信インセンティブ契約の相手方等（着信インセンティブ契約の相手方又は当該相手方と契約関係にある者）が他の事業者の契約約款に違反する行為を行っているかどうか把握しているか。把握している場合、どのように（把握の方法、頻度、対象等）把握しているか。把握の結果はどのようなものだったか。
- ・ 着信インセンティブ契約が、その相手方等の行う他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長しないためにどのような取組をしているか。

### 回答

（着信インセンティブ契約の締結有無）



- 締結している
- 過去に締結していた
- 締結していたことはない

（着信インセンティブ契約の内容（締結事業者））

（着信インセンティブ契約締結の趣旨（締結事業者））

（着信インセンティブに係る契約約款違反の把握状況（締結事業者））

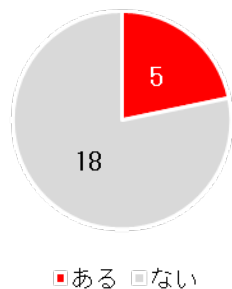
- 着信インセンティブ契約の相手方等が他の事業者の契約約款に違反する行為を行っているか把握しているのは、**0社**

（契約約款違反行為を助長しないための取組（締結事業者））

トラヒック・ポンピングや着信インセンティブ契約等に関して、MNOとの間で協議を行ったことはあるか。ある場合、結果はどのようなものだったか（協議の結果、講じた措置がある場合は、その内容等）。

## 回答

### (MNOとの協議の有無)

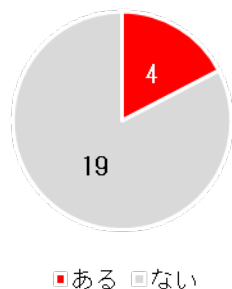


### (協議の内容)

トラヒック・ポンピングや着信インセンティブ契約等に関して、利用者、代理店、卸先事業者等との間で協議を行ったことはあるか。ある場合、結果はどのようなものだったか（協議の結果、講じた措置がある場合は、その内容等）。

## 回答

### (卸先事業者等との協議の有無)



### (協議の内容)

赤枠内構成員限り

- ・ 社内調査等の実施状況（発信呼の状況のモニタリング等を行っている場合は、その具体的方法等）
- ・ 利用者対応の実施状況（通話定額サービスの契約者について従量課金への移行や契約約款違反行為による利用停止等行っている場合は、その方法及び対象回線数等）
- ・ 事業者間協議等の実施状況（トラヒック・ポンピングに係る協議を開始する基準等を設定している場合は、その基準等を含む。）

回答

（社内調査）

（利用者対応）

（事業者間協議）

赤枠内構成員限り

- ・ トラヒック・ポンピングに係る対応の実施による通常の業務や利用者向けサービスへの影響
- ・ その他、総務省のトラヒック・ポンピング等に関する調査に資すると考える事項

### 回答

(業務・サービスへの影響)

(その他)



## 固定電話事業者

- 調査対象の固定電話事業者のうち、4社が過去に着信インセンティブ契約を締結しており、2社が現在も契約を締結している。
- 現在も契約している事業者中、契約相手方による契約約款違反行為を把握している事業者はいなかったが、文書（通知、誓約書等）のやりとりや着信インセンティブ契約の規定の工夫等により、契約約款違反行為を防止する取組をしているとのことであった。
- 過去に契約していた事業者中、トラヒック・ポンピングを防止する観点から契約を解除するための協議を行い、現に全て解除した事業者がいたほか、契約相手方等に対するヒアリング・点検等を行っていた事業者もみられた。
- MNOとの協議においては、トラヒック・ポンピングの対策の主体（MNOか固定電話事業者か）や方法について合意できず、固定電話事業者側は着信インセンティブ契約の解除以外の案を示す等、認識の相違が明らかになった。

## MNO

- トラヒックのモニタリング等の調査を踏まえて、通話定額サービスの従量課金化等の利用者対応を行いつつ、一部の接続事業者とトラヒック・ポンピングに係る事業者間協議を行っているとのことであった。
- 一連の対応により、対応に係る人的コスト、システム改修コスト等が発生している事業者もみられた。
- 事業者間協議を通じたトラヒック・ポンピングの解決に一定の限界をみる立場から、総務省の積極的関与（調査、行政指導等）や行政処分の基準の明確化を希望する声があった。

- アンケート調査において、**着信インセンティブ契約の捉え方等に関して様々な意見があった**ところ、それらの意見及びそれらを踏まえた**ヒアリング等**（※）**において得られた意見を整理**した。

※ ヒアリング及び追加質問は、MNO、着信インセンティブ契約を締結中の事業者及び調査回答において一定の意見を示された事業者に実施。

## 主な聴取内容

- 着信インセンティブ契約の合理性

次の見解に対する考え方。その他、着信インセンティブ契約が合理的であるとする理由。

- ・ 通常の商習慣である。（販売促進手段の一つである。）
- ・ ネットワークを有効利用するために効果的である（着信を増加させることにより、ネットワークの有効利用が図られる等）。
- ・ 一般呼は発信側料金設定呼であり、着信側事業者が、自社が料金設定しないサービスについてインセンティブを設定することは合理的でない。

- 着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすること

接続料の妥当性は原則として事業者間協議の中で確保されるべきところ、着信接続料収入を着信インセンティブの原資とすることについても、接続当事者間の合意があれば許容されると考えられるが、このことに関する貴社が接続協定を締結する場合の考え方。

- 着信インセンティブ契約に関する説明等

接続事業者の求めに応じて、自社の着信インセンティブ契約の有無や当該契約の締結の趣旨等について説明すべき等の見解に対する考え方。

- 機械的発信に係る対応・協力

機械的発信を防ぐために、次のような措置をとるべきとの見解に対する考え方。その他、とるべきと考える措置。

### 【発信側事業者の措置】

- ・ かけ放題サービスの利用者について、十分な審査を行うこと。
- ・ 機械的発信が確認されてかけ放題サービスを停止した利用者に対し、機械的発信に係る通話料等の求償を行うこと。

### 【着信側事業者の措置】

- ・ 着信インセンティブ契約に機械的発信を禁止する規定を置くこと。
- ・ 着信インセンティブ契約の相手方が第三者と締結する着信インセンティブ契約について把握すること。又は、禁止すること。
- ・ 機械的発信等を把握するための調査等を行うこと。
- ・ 機械的発信が確認されて着信インセンティブ契約を停止した利用者に対し、機械的発信に係る着信インセンティブの返還を求めること。

また、機械的発信の抑止のため、事業者間で、機械的発信への関与が疑われる利用者の情報を共有すべき等の意見に対する考え方。

（「通常の商習慣である」「一般的な販売促進策である」とする意見）

（「通常の商習慣ではない」「他事業者料金設定呼に対するインセンティブの設定は合理的ではない」「適正かつ合理的な業務運営ではない」とする意見）

（「ネットワークを有効利用するために効果的である」とする意見）

（「ネットワークの有効利用にはならない」「機械的発信を助長する」とする意見）

## （商習慣としての合理性、料金設定権との関係）

- 一部の固定電話事業者から、着信インセンティブ契約は通常の商習慣、一般的な販売促進策であり、何ら否定されるものではないとの意見があった。
- MNOから、一般的にインセンティブは、自社が提供する商品・サービスの販売や利用促進を図るために設定するものであり、発信側事業者が料金設定を行う通話に対して、着信インセンティブ契約を締結することは通常の商習慣ではない、不合理・不適切との意見があった。

## （ネットワークの有効利用）

- 一部の固定電話事業者から、着信インセンティブ契約はネットワークの有効利用に効果的であるとの意見があった。
- MNO・一部の固定電話事業者から、着信インセンティブ契約の締結は、空きリソース活用によるネットワークの効率化には寄与しないとの意見や、本来の需要よりも過剰に設備を維持する必要があり、ネットワークの非効率化に繋がるとの意見があった。
- また、機械的通信を助長し、本来の目的でない大量の通信を招く等に関する意見があった。

（「接続料の用途は着信側事業者の判断である」とする意見）

（「各事業者の裁量により採否を判断すべき」とする意見）

（「着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすることは不適當」「（そのような事業者と）接続協定を締結することは許容できない」とする意見）


（「ベンチマーク方式の接続料と実際網費用の差額を着信インセンティブ契約の原資とすることは不適當」とする意見）

- 一部の固定電話事業者からは、接続料水準に合意があるのであれば、その用途は着信側事業者の自由であるとの意見があった。
- MNOからは、接続料規制の有無にかかわらず、接続料は適正原価・適正利潤で算出すべきものであり、その原則を逸脱するコストを接続料原価に算入することは不適當であるとの意見や、その場合、自社としては接続協定を締結することは許容できないとの意見があった。
- また、MNOから、接続料の水準にベンチマーク方式（※）を採用している場合でも、実際網費用との差額を着信インセンティブの原資とすべきでない等との意見があった。

※合意する接続料について、当事者の電気通信設備との接続に係る費用等ではなく、公表されている他の電気通信事業者の接続料を参照して設定する際に参照される接続料をいう。

（「接続事業者の有無・趣旨等を説明すべき」「透明性・信頼性の確保に役立つ」とする意見）

（「説明は不要」「説明は困難」「慎重に判断すべき」とする意見）

- 
- 一部の固定電話事業者・MNOから、接続事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無や締結の趣旨について説明すべきとの意見があった。
  - 一方、一部の固定電話事業者から、契約の存否・内容について契約当事者以外の第三者に開示することは、秘密保持義務違反となるおそれがあり、困難又は不要、慎重に判断すべきであるとの意見があった。

# 機械的発信に係る対応に関する意見

## ① 発信側事業者のとりべき措置について

赤枠内構成員限り

（「かけ放題サービスの利用者について、十分な審査を行うこと」への意見）

（「機械的発信が確認されてかけ放題サービスを停止した利用者に対し、機械的発信に係る通話料等の求償を行うこと」への意見）

（その他、発信側事業者のとりべき措置に関する意見）

# 機械的発信に係る対応に関する意見

## ②着信側事業者のとりべき措置について

赤枠内構成員限り

（「着信インセンティブ契約に機械的発信を禁止する規定を置くこと」への意見）

（「着信インセンティブ契約の相手方が第三者と締結する着信インセンティブ契約について把握すること又は禁止すること」への意見）

（「機械的発信等を把握するための調査等を行うこと」への意見）

（その他、着信側事業者のとりべき措置に関する意見）



# 機械的発信に係る対応に関する意見

## ③その他とるべきと考える措置について

赤枠内構成員限り

(事業者間の協力に関する意見)


- 発信側事業者の措置については、通話定額サービスの利用者の審査に関し、MNOからは、審査の基準・運用等の観点から審査によって解決するというのは現実的に困難との意見があり、合わせて、着信インセンティブ契約の是正により対処すべきとの意見もあったが、一部の固定電話事業者からは、着信側事業者のみで対応することは困難であり、発信側事業者の対応も有効の意見があった。
- 着信側事業者の措置については、着信インセンティブ契約の契約内容の見直し（機械的発信の禁止、「再着信インセンティブ契約」の禁止）や機械的発信の調査の実施について賛同する意見がMNOを中心にあったものの、機械的発信の定義・調査のルールの明確化の必要性を指摘する意見、調査の限界を指摘する意見もあった。
- 発信側・着信側双方の協力が求められている等の意見があった一方、MNOからは、発信者事業者が着信側事業者へ情報を開示することにより、機械的発信の判定基準等を着信側事業者に推測されてしまう可能性があるため、着信側事業者が機械的発信に関与している場合、当該基準に当てはまらないように工夫されてしまう懸念があり、抑止効果は期待できないという意見があった。

(現行の「考え方」に賛同)

(定期的な注視・是正措置等の要望)

(事業者間協議への関与等の要望)

(制度整備の要望)

- 
- 考え方に賛同する意見のほか、①情報開示を拒むこと、②他事業者が料金設定する通話にインセンティブを設定すること、③接続料原価に着信インセンティブ原資が含まれること、④トラヒック比の基準等について見解の明確化に関する要望があった。
  - また、定期的な注視・是正措置等の実施の要望や、事業者間協議で開示を拒まれた情報の確認等の事業者間協議への関与を求める意見があった。

### （1）着信インセンティブ契約の合理性を踏まえた検討

#### 事業者の意見

- 着信インセンティブ契約の合理性について、一部の固定電話事業者から、「通常の商習慣」等と説明する意見や、「ネットワークの有効利用」の観点から説明する意見があった。
- 一方で、料金設定権（※）に着目すれば、接続協定において一方の電気通信事業者がエンドエンドの料金を定めることに合意した電気通信役務において、着信インセンティブ契約は、自社が料金設定しないサービスについてインセンティブを設定する行為であり、合理的でないとの捉え方の意見があった。
  - ※ 複数の事業者が電気通信設備を相互に接続して利用者にサービスを提供している場合において、当該複数の事業者で合意した接続協定に基づき、特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定するとき、当該特定の事業者が「料金設定権を有する」という。
- また、調査の中で、機械的発信に対応する業務が一定程度生じていること、接続協議において、着信インセンティブ契約の問題等に起因して接続料水準の合意に至らず暫定精算が継続している事例があること等、事業者の業務に悪影響が生じていることが示された。

#### 論点

- これらを踏まえ、着信インセンティブ契約の合理性についてどう考えるか。また、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱いに関し、例えば、以下の点についてどう考えるか。
  - ・ 接続協定においてエンドエンドでの料金設定に合意したにもかかわらず、着信インセンティブ契約を締結した事業者が、料金設定を行う電気通信事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無及びその内容を当該電気通信事業者に明らかにしないことは、料金設定等の適正な実施に支障を生じ、その結果として、利用者に不利益を与える等、公共の利害が著しく阻害されるおそれがあると考えるか。
  - ・ エンドエンドでの料金設定を前提とした接続の請求を行いながら、料金を設定する電気通信事業者の同意を得ずに、着信インセンティブ契約を締結しようとする場合は、接続協定で定める重要な事項に対する重大な違反であるとして、接続拒否事由に該当すべきものと考えるか。
  - ・ 利用者料金の設定権の所在に係る総務大臣への裁定申請が行われた場合、通常の通話であれば、発信側の電気通信事業者が利用者料金を設定することを基本的な方針（※）としているが、この方針に照らし、着信側事業者が料金体系の決定に事実上関与する「着信インセンティブ契約」は不適当と考えるか。

※ 「利用者料金の設定権に関する裁定方針」（令和4年1月6日総務省）

### （2）接続料収入とインセンティブ原資に関する検討

#### 事業者の意見

- 一部の固定電話事業者から、接続料水準に合意があるのであれば、その用途は着信側事業者の自由であるとの意見があった。
- 一方で、MNOから、接続料規制の有無にかかわらず、接続料は、適正原価・適正利潤で算出すべきものであり、その原則を逸脱するコストを接続料原価に算入することは不相当であるとの意見や、その場合、自社としては接続協定を締結することは許容できないとの意見があった。また、接続料の水準にベンチマーク方式を採用している場合でも、実際網費用との差額を着信インセンティブの原資とすべきでないとの意見があった。

#### 論点

- これらを踏まえ、着信接続料収入を着信インセンティブ契約の原資とすることについて、どう考えるか。例えば、以下の点についてどう考えるか。
  - ・ 仮に、総務大臣に対して、接続料の水準について、裁定申請があった場合、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月16日総務省）を基本的な方針として裁定することになるが、当該方針において、一般には「適正な原価」に販売促進費用が含まれると考えることは難しく、着信インセンティブ契約の原資は「適正な原価」に含まれないと考えるか。
  - ・ ベンチマークを採用する場合において、協議の慣行としてのベンチマークの採用は否定しないものの、その趣旨は「事業者間でネットワーク使用の精算として行われる接続料の支払いは、ネットワークの効率的な構築・利用を促すためにも、実際にかかった費用を超えるものではなく、効率性を踏まえた金額により行われることが望ましい」（※）との考え方に立つものであり、実際のコストを上回る金額をベンチマークとすることや、実際のコストとベンチマークの差額をインセンティブとすることを認めるものではないと考えるか。

（※）平成30年10月16日情報通信審議会答申「平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」

### （3）着信インセンティブ契約に係る説明、機械的発信に係る対応に関する検討

#### 事業者の意見

- 一部の固定電話事業者・MNOから、接続事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無や締結の趣旨について説明すべきとの意見があった一方、一部の固定電話事業者から、契約の存否・内容について契約当事者以外の第三者に開示することは、秘密保持義務違反となるおそれ等があり、困難又は不要、慎重に判断すべきであるとの意見があった。
- 発信側事業者の措置については、通話定額サービスの利用者の審査に関し、MNOからは、審査の基準・運用等の観点から審査によって解決するというのは現実的に困難との意見があり、合わせて、着信インセンティブ契約の是正により対処すべきとの意見もあったが、一部の固定電話事業者からは、着信側事業者のみで対応することは困難であり、発信側事業者の対応も有効の意見があった。
- 着信側事業者の措置については、着信インセンティブ契約の契約内容の見直し（機械的発信の禁止、「再着信インセンティブ契約」の禁止）や機械的発信の調査の実施について賛同する意見がMNOを中心にあったものの、機械的発信の定義・調査のルールの明確化の必要性を指摘する意見、調査の限界を指摘する意見もあった。また、事業者間の協力に関し、必要との意見と抑止効果に乏しいとする意見の双方があった。

#### 論点


- 機械的発信の防止については、「発信側が実施すべき」か「着信側が実施すべき」という点については意見が対立している点も見受けられるところであるが、本来的には、双方がそれぞれ対処すべき状況にあると考えるか。
- また、発信側事業者は発信呼のモニタリングや通話定額サービスの解約等、必要な対応を一定程度とっていると思われるところ、機械的発信を防止するための更なる対策として、例えば、以下の点についてどう考えるか。
  - ・ 接続事業者の求めに応じ、着信インセンティブ契約の有無や当該契約の締結の趣旨等を説明することについてどう考えるか。
  - ・ 着信インセンティブ契約を締結する場合において、他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長しないようにするため、大量の通信を発生するような不当な機械的発信を禁止することについてどう考えるか。

### （4）行政の取組に関する検討

#### 事業者の意見

- 考え方に賛同する意見のほか、①情報開示を拒むこと、②他事業者が料金設定する通話にインセンティブを設定すること、③接続料原価に着信インセンティブ原資が含まれること、④トラヒック比の基準等について見解の明確化に関する要望があった。
- また、定期的な注視・是正措置等の実施の要望や、事業者間協議で開示を拒まれた情報の確認等の事業者間協議への関与を求める意見があった。

#### 論点

- 
- トラヒック・ポンピングの防止に向けて、事業者間協議による対応では限界があるため、必要最小限での行政の介入についてどう考えるか。
  - 例えば、「着信インセンティブ契約」の接続ルール（電気通信事業法第29条、第32条、第35条等）との関係について整理をした上で、「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（令和5年5月30日総務省）の見直しを検討すべきではないか。また、今後のフォローアップの在り方についても検討すべきではないか。